

芸北広域環境施設組合  
分別収集計画

[ 第10期（令和5～9年度） ]

令和4年6月

芸北広域環境施設組合

# 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令に定める物の量の見込みの算定方法	8
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	9
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	10
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	11

## 1 計画策定の意義

本組合は、広島県北部の中山間地域に位置する安芸高田市及び北広島町の1市1町で構成されている一部事務組合で、ごみの収集処理業務等を共同処理事務としている。平成5年の設立時には、大朝町、千代田町、豊平町、吉田町、八千代町、美土里町及び高宮町の7町であったが、平成14年7月に甲田町及び向原町の加入により9町となり、その後、平成16年3月に吉田町・八千代町・美土里町・高宮町・甲田町・向原町の合併により安芸高田市が、平成17年2月に大朝町・千代田町・豊平町・芸北町の合併により北広島町が誕生し、1市1町の組合となった。北広島町については、合併後も構成区域は旧大朝町、旧千代田町及び旧豊平町の地域のみであり、旧芸北町については、従前どおり山県郡西部衛生組合で処理を行ってきたが、平成29年4月から本組合に加入することとなり、現在は、安芸高田市及び北広島町の全域が組合の収集処理区域となっている。

本組合においては、特に燃えるごみの増加が顕著であり、焼却施設稼働時の平成7年度に4,065トンの処理量であったが、令和3年度には10,360トンと約2.5倍に増加している。背景には、野焼きの減少やライフスタイルの変化、ペットボトル・容器包装ごみの増加等が考えられるが、人口は減少傾向にあるものの、少人数世帯の増加や高齢化により、ごみは増え続けている状況である。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）が平成12年に完全施行されたことから、本組合においても、燃えるごみの減量化・リサイクルを推進するため、平成14年度から、ペットボトル、トレイ及び紙パックの分別収集を開始し、平成20年度からは、プラスチック製容器包装の分別収集を開始した。また、紙製容器包装の一部についても、ざつ紙としての分別収集を実施している。さらに令和3年度からは、プラスチック製容器包装の収集日を月2回から週1回に変更し、容器包装廃棄物の分別収集を推進しているが、今後も一層、減量化、資源化を図る必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて家庭ごみの大半を占める容器包装廃棄物の分別収集を行うものである。

地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、住民・事業者・行政の役割を明確化し、構成市町の安芸高田市及び北広島町、そして組合の三者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

また、本計画には含まれてはいないが、令和3年6月に成立した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集についても今後、検討を行い、リサイクルの更なる推進を目指すものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみの排出抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の3Rの実現に向けた住民・事業者・行政が一体となった取り組み
- (2) ごみの分別・リサイクルに対する住民意識の向上
- (3) ごみの減量化・資源化促進のための体制整備
- (4) ダイオキシン類対策等の環境対策をふまえた分別収集・リサイクルの実施

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
芸北広域環境施設組合		1,922 t	1,899 t	1,876 t	1,857 t	1,835 t
構成市町	安芸高田市	1,149 t	1,132 t	1,116 t	1,103 t	1,088 t
	北広島町	773 t	767 t	760 t	754 t	747 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のために次の方策を実施する。なお、実施に当たっては住民・事業者・行政が相互に連携し各地域の実情に応じた活動を行うこととする。

方 策	内 容
1 ごみの分別収集・リサイクルに対する啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 組合と各市町の協働により、環境フェア等のイベントを実施するとともに、行事で出るごみについて、会場内にごみ箱を設置し、行事参加者へ分別・リサイクルの指導を行う。</li> <li>(2) 組合のホームページや各地区での懇談会、ごみステーション管理者等を通じて、ごみの分別方法、リサイクル等に関する情報提供を行う。</li> <li>(3) 携帯電話等から手軽に分別情報が得られるごみ分別促進アプリの利用拡大を推進する。</li> <li>(4) 各地域の分別リサイクル活動の支援を行う。</li> <li>(5) 事業所と連携し、就労している外国人居住者への分別説明を行う。</li> </ul>
2 処理施設での見学・学習会による環境教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校授業として実施される処理施設見学に対する協力を行う。</li> <li>(2) 女性会や自治会等の各種団体の研修先として処理施設の見学を働きかける。</li> <li>(3) 処理施設の見学を通して、ごみの分別・減量化に対する啓発活動及び環境教育に取り組む。</li> </ul>
3 分別・リサイクル活動に対する支援強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 資源化物の価格下落により、地域での集団回収活動が休止状態になるのを防ぐため市町の行っている助成金制度を継続して実施する。</li> <li>(2) 各事業所に、リサイクルに関する情報提供を行い、事業所独自ルートによる資源化実施の拡大を図る。</li> <li>(3) 地域でのリサイクル活動について、認定、表彰等による活動強化及び拡充を行う。</li> <li>(4) 各地域のごみステーション管理者と情報交換を行い、分別の徹底やリサイクルについて支援を行う。</li> </ul>
4 ごみの減量化・リサイクルに関する新技術動向の把握及び情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生ごみの減量化等、現在の技術開発動向について積極的に情報収集を行い、効果のあるものについては、導入を検討する。</li> <li>(2) リサイクル業界等から情報収集を行い、リサイクル可能な廃棄物については、極力資源化に努める。</li> </ul>

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

現在の廃棄物処理施設の整備状況及び今後の施設改善計画等から、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集頻度、収集容器、収集車両等の収集体制を考慮し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

紙製容器包装については、古紙回収ルートで資源化（ざつ紙として古紙類と混合回収）を行い、紙製容器包装としての分別収集は実施しない。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		かん類
主として ガラス製の 容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		古紙類（段ボール）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み  
(法第8条第2項第4号)

(1) 芸北広域環境施設組合 (組合構成各市町の合計)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	45 t		45 t		44 t		44 t		43 t	
主としてアルミ製の容器	26 t		25 t		25 t		25 t		25 t	
無色のガラス製容器	(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 35 t		(合計) 35 t		(合計) 34 t	
	(引渡) 36 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 36 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 35 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 35 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 34 t	(独自処理) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 62 t		(合計) 61 t		(合計) 60 t		(合計) 60 t		(合計) 59 t	
	(引渡) 62 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 61 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 60 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 60 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 59 t	(独自処理) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 20 t		(合計) 20 t	
	(引渡) 21 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 21 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 21 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 20 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 20 t	(独自処理) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てるためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	77 t		76 t		75 t		74 t		73 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てるためのもの	(合計) 18 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t		(合計) 17 t	
	(引渡) 18 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 17 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 17 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 17 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 17 t	(独自処理) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 35 t		(合計) 35 t		(合計) 34 t	
	(引渡) 36 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 36 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 35 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 35 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 34 t	(独自処理) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t	(引渡) 0 t	(独自処理) 0 t

## (2) 安芸高田市（組合構成市）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	27 t		27 t		27 t		27 t		26 t	
主としてアルミ製の容器	16 t		15 t		15 t		15 t		15 t	
無色のガラス製容器	(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 20 t	
	(引渡) 22 t	(独自) 0 t	(引渡) 22 t	(独自) 0 t	(引渡) 21 t	(独自) 0 t	(引渡) 21 t	(独自) 0 t	(引渡) 20 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 38 t		(合計) 37 t		(合計) 36 t		(合計) 36 t		(合計) 36 t	
	(引渡) 38 t	(独自) 0 t	(引渡) 37 t	(独自) 0 t	(引渡) 36 t	(独自) 0 t	(引渡) 36 t	(独自) 0 t	(引渡) 36 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 13 t		(合計) 12 t		(合計) 12 t	
	(引渡) 13 t	(独自) 0 t	(引渡) 13 t	(独自) 0 t	(引渡) 13 t	(独自) 0 t	(引渡) 12 t	(独自) 0 t	(引渡) 12 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	47 t		46 t		45 t		45 t		44 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 11 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t		(合計) 10 t	
	(引渡) 11 t	(独自) 0 t	(引渡) 10 t	(独自) 0 t	(引渡) 10 t	(独自) 0 t	(引渡) 10 t	(独自) 0 t	(引渡) 10 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 22 t		(合計) 22 t		(合計) 21 t		(合計) 21 t		(合計) 20 t	
	(引渡) 22 t	(独自) 0 t	(引渡) 22 t	(独自) 0 t	(引渡) 21 t	(独自) 0 t	(引渡) 21 t	(独自) 0 t	(引渡) 20 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t



## (3) 北広島町（組合構成町）

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	18 t		18 t		17 t		17 t		17 t	
主としてアルミ製の容器	10 t		10 t		10 t		10 t		10 t	
無色のガラス製容器	(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t	
	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 24 t		(合計) 23 t	
	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 24 t	(独自) 0 t	(引渡) 23 t	(独自) 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t		(合計) 8 t	
	(引渡) 8 t	(独自) 0 t	(引渡) 8 t	(独自) 0 t	(引渡) 8 t	(独自) 0 t	(引渡) 8 t	(独自) 0 t	(引渡) 8 t	(独自) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
主として段ボール製の容器	30 t		30 t		30 t		29 t		29 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t		(合計) 7 t	
	(引渡) 7 t	(独自) 0 t	(引渡) 7 t	(独自) 0 t	(引渡) 7 t	(独自) 0 t	(引渡) 7 t	(独自) 0 t	(引渡) 7 t	(独自) 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t		(合計) 14 t	
	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t	(引渡) 14 t	(独自) 0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t	(引渡) 0 t	(独自) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

算定式

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近3年間の平均の分別基準適合物等の収集実績}^{※1} \\ \times \text{人口変動率}^{※2}$$

※1 収集実績は、直近3年間（令和元～3年度）の分別基準適合物等の資源化実績量の平均値を採用した。ここでいう資源化実績とは、分別基準適合物等を再商品化事業者等へ引き渡した量の実績で次表のとおりである。

《直近3年間の平均の分別基準適合物等の収集実績》

ごみ排出区分	分別基準適合物等の種類	資源化実績量 (3年間平均) / t/年
燃えないごみ等	スチール製の容器	46
	アルミ製の容器	26
	無色のガラス製容器	37
	茶色のガラス製容器	63
	その他のガラス製容器	22 <sup>注)</sup>
容器包装ごみ	飲料用の紙製の容器	1
燃えるごみ	ダンボール製の容器	79
容器包装ごみ	PET製の容器	18
	プラスチック製の容器包装	37

注) その他のガラス製容器については、令和3年度の実績値を採用。

※2 人口変動率は、過去10年の実績値を基にした推計値から、次のように設定した。

《人口変動率》

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
芸北広域環境 施設組合	43,868人 (令和3年度比)	43,361人 (令和3年度比)	42,868人 (令和3年度比)	42,389人 (令和3年度比)	41,924人 (令和3年度比)
	△2.36%	△3.49%	△4.59%	△5.65%	△6.69%
安芸高田市	26,567人	26,216人	25,876人	25,547人	25,229人
北広島町	17,301人	17,145人	16,992人	16,842人	16,695人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して次のとおり実施する。なお、住民団体等による集団回収については、引き続きこれらの団体において分別収集を実施することとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん類	組合による定期収集	組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	許可業者による事業所収集	組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	各家庭・事業所からの直接持込	
	段ボール	古紙類 (段ボール)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	(白色発泡スチロール製食品トレイ)	プラスチック製容器包装		
	その他のプラスチック製容器包装			

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

現有施設の粗大ごみ処理施設及びストックヤード施設を最大限活用するものとする。

プラスチック製容器包装については、当面、既存の設備を最大限に活用することとするが、圧縮梱包作業については、民間施設で行う。今後は、中間処理を含めた全ての作業について民間委託等、民間活力の導入を検討する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん類	袋	ダンプ車 パッカー車	粗大ごみ処理施設 （選別・圧縮・保管設備有り）
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類			
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
段ボール	古紙類 （段ボール）	縛る	ダンプ車 軽トラック	
飲料用紙製容器	紙パック	袋	パッカー車 ダンプ車	ストックヤード施設 （圧縮・保管設備有り） ※ 圧縮については、一部民間へ委託
ペットボトル	ペットボトル			
（白色発泡スチロール製食品トレイ） その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装			

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

- (1) 分別収集の実施については、組合と構成市町の連携・協働により各施策を実施することとし、組合構成市町における排出抑制・減量化計画に合わせた実効性のあるものとする。
- (2) 分別収集の実施やリサイクルの取り組みについては、方法・内容について、文書情報だけでなく現場での実践指導が重要なことから、組合構成市町と十分連絡調整を図るとともに、公衆衛生推進協議会や女性会等の住民団体とも連携し、円滑に進めていくこととする。
- (3) 住民自治組織や事業所等において、リサイクルへの取り組みが活発化している地区もあり、必要な情報提供を行うとともに、民間又は住民主導によるリサイクル運動が展開できるよう支援体制を整える。
- (4) 大型店舗等に拠点回収施設（分別ステーション）の設置や過剰包装の削減について協力を求める。
- (5) 公共施設内に分別回収ボックスを設置する等、行政が主体となる取り組みを推進していく。
- (6) リサイクル分野は、近年急速な技術革新が進んでいることから、新技術動向を常に把握し、費用対効果が期待できるシステムについては、積極的に検討を行い、リサイクル率の向上と効率化を図る。また、分別収集において先進的な取り組みを行っている自治体の事例等を調査し、組合施策の参考とする。